

【 入学前採用奨学金 】

令和6年度 九州大学基金支援助成事業

中本博雄^{なかもとひろを}賞修学支援奨学金 募集要項

1. 趣 旨

中本博雄賞は、中本博雄氏から「日本人で向学心止みがたく、経済的に恵まれず、特に優秀で、日本国と海外国に貢献する強烈な執念を持ち続けられる」九州大学の学生を支援したいとのご意向から九州大学基金に対する寄附金により設立された支援制度です。

九州大学への入学を希望し、成績優秀であるものの、経済的に厳しく進学が困難な高校生等が、入学前に奨学生候補者として採用され、入学後は奨学金返還の心配やアルバイトに明け暮れることなく、安心して学業に専念できるように支援するための奨学金を給付します。

2. 応募資格 次の(1)～(5)のすべてに該当する者

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を令和6年3月に卒業見込の者、又は令和5年3月に卒業した者（令和4年度～令和5年度の間で卒業した者も対象とします。）

(2) 令和6年4月に九州大学に入学を希望する者

(3) 学業成績（高等学校等の第1年次から申込時までの全履修科目の評定平均値）が4.3以上の者

(4) 経済的事情により大学入学後の修学が困難である者（※）

※ 経済的困窮度については、家計支持者（父母等）の年収・所得の合計金額から、世帯人数（家計支持者が扶養する家族の人数）や世帯にいる就学者、身障者や要介護者の人数等に応じて本学が定める特別控除額を差し引いた額をもとに算定します。

(5) 日本国籍である者

3. 採用人数 10名程度

4. 支援内容 月額8万円（返還不要）の奨学金 及び 毎学期の授業料を全額免除

5. 支援期間 入学した学部の最短修業年限（4年制の学部は4年間、6年制の学部は6年間）

6. 募集期間 令和5年9月4日（月）～9月15日（金）（消印有効）

7. 応募方法 次の①～⑤の書類を簡易書留やレターパック等の記録の残る方法により提出してください。

①奨学生願書・・・「世帯構成」の所得欄は「記入例」を参照して記入してください。

②高等学校等から発行された「調査書」

③父母両方（又は父母に代わる家計支持者）の収入に関する書類（所得証明書及び源泉徴収票又は確定申告書の写し等）

④（該当者のみ）世帯に関する書類

※③・④については、別紙「所得及び世帯に関する証明書一覧表」を参照し、該当する書類をご提出ください。

⑤学修計画書（校内外の活動について、受賞、資格及び報告書等の書類は添付不要）

8. 提出先 〒819-0395 福岡市西区元岡744

九州大学学務部キャリア・奨学支援課奨学金係 電話 092-802-5931

9. 選考及び結果通知

申請書類による選考を行い、選考結果は、12月以降に申請者に通知します。

「奨学生候補者」に採用された方は、九州大学に令和6年4月に入学した際に奨学生に採用されません。

「奨学生補欠候補者」に採用された方は、九州大学に令和6年4月に入学し、さらに4月の時点で奨学生に欠員が生じた場合に、欠員数に応じて奨学生に採用されます。

10. 他の奨学金との併給の可否

(1) 日本学生支援機構の貸与奨学金や地方公共団体・民間奨学団体等の学外の奨学金との併給は可能です。なお、本奨学金と併給できない奨学金を受給する場合は、いずれかを選択する必要があります。

(2) 給付奨学金の予約採用を申請している場合も、中本博雄賞修学支援奨学金に申し込むことは可能です。ただし、日本学生支援機構の給付奨学金の併給はできません。

(3) 以下の九州大学基金支援助成事業との併給はできません。

【奨学金】市川節造奨学金、九州大学修学支援奨学金、利章奨学金、山川賞、九州大学未来人材育成奨学金

(参考) <https://kikin.kyushu-u.ac.jp/outline/>

他の奨学金との併給について質問がある場合は、書類提出先の窓口へお問い合わせください。

11. 奨学金支給時期 5月及び11月に6ヶ月分を支給

12. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は支援を受けた年度の翌年度の4月末までに成績証明書及び活動報告書を寄附者に提出しなければなりません。
- (2) 寄附者との懇談会等が開催される場合は、原則、出席してください。
- (3) 学籍異動その他重要な事項について変更があるときは、直ちに大学に届け出てください。

13. 奨学金の廃止

奨学生が次のいずれかに該当する場合は、その事由の生じた月以降の奨学金の給付を取り止めることとします。また、その事由の生じた月に遡り、奨学金の返還を求めることがあります。

- (1) 奨学生の学業又は資質向上に関わらない事由により休学したとき
- (2) 卒業、退学又は除籍により学籍を失ったとき
- (3) 学業成績又は素行が奨学生として相応しくない状態になったとき
- (4) 前条に定める奨学生の義務を履行しなかったとき

14. 奨学金の休止

奨学生の学業又は資質向上に係わる事由により休学する場合は、奨学金の給付を継続することとし、奨学生からの申し出により奨学金の給付を中断し、復学後に再開することができます。